

消 防 予 第 318 号
令和 6 年 6 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

二酸化炭素消火設備の閉止弁の設置状況に係る調査結果等について（通知）

「二酸化炭素消火設備の閉止弁の設置状況に係る調査等について」（令和 6 年 3 月 22 日付け消防予第 137 号。以下「137 号通知」という。別添参照。）により実施した調査の結果について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

各消防本部等におかれましては、引き続き閉止弁が未設置の建物の関係者に対する指導をお願いします。

また、本年 5 月には、建物関係者が機械式駐車場に設置される二酸化炭素消火設備の閉止弁を閉止しようとした際、誤って起動用ガス容器の手動起動装置を操作し、二酸化炭素が誤放出されるという事案も発生していることから、137 号通知の第 2 に示す事項について、建物関係者に対し、各種届出の受付や立入検査等の機会をとらえて周知されるようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

（問い合わせ先）
予防課
担 当：明田、西田、金子
T E L：03-5253-7523
M A I L：yobo@soumu.go.jp

令和6年11月7日更新

二酸化炭素消火設備の閉止弁の設置状況
(令和6年3月31日時点)

都道府県	団体数 (消防本部数＋ 非常備町村)	二酸化炭素消火設備が義務設置されている防火対象物 (a)	(a)のうち、閉止弁が設置されている防火対象物 (b)	設置率 (b)÷(a)
全国	749	12909	12458	96.5%
北海道	58	509	482	94.7%
青森	11	68	63	92.6%
岩手	12	48	47	97.9%
宮城	11	156	152	97.4%
秋田	13	34	32	94.1%
山形	12	35	32	91.4%
福島	12	62	60	96.8%
茨城	24	149	136	91.3%
栃木	12	120	117	97.5%
群馬	11	86	82	95.3%
埼玉	26	291	273	93.8%
千葉	31	404	390	96.5%
東京	11	3367	3331	98.9%
神奈川	23	1013	980	96.7%
新潟	19	113	113	100.0%
富山	7	73	73	100.0%
石川	11	81	75	92.6%
福井	9	54	51	94.4%
山梨	10	42	40	95.2%
長野	13	90	84	93.3%
岐阜	20	82	74	90.2%
静岡	16	286	263	92.0%
愛知	34	890	868	97.5%
三重	15	69	69	100.0%
滋賀	7	96	94	97.9%
京都	15	182	177	97.3%
大阪	24	1721	1607	93.4%
兵庫	24	528	501	94.9%
奈良	3	47	45	95.7%
和歌山	18	34	33	97.1%
鳥取	3	31	24	77.4%
島根	9	29	29	100.0%
岡山	14	146	146	100.0%
広島	13	423	415	98.1%
山口	12	69	68	98.6%
徳島	16	36	35	97.2%
香川	10	100	85	85.0%
愛媛	14	71	71	100.0%
高知	15	63	61	96.8%
福岡	24	643	627	97.5%
佐賀	5	19	19	100.0%
長崎	10	119	116	97.5%
熊本	12	92	89	96.7%
大分	14	62	62	100.0%
宮崎	14	25	24	96.0%
鹿児島	22	142	139	97.9%
沖縄	30	109	104	95.4%

消 防 予 第 137 号
令和 6 年 3 月 22 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

二酸化炭素消火設備の閉止弁の設置状況に係る調査等について

消防法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 62 号）により、全域放出方式の二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備（以下「二酸化炭素消火設備」という。）に閉止弁の設置が新たに義務づけられたところですが、その経過措置が令和 6 年 3 月 31 日までとなっていることを踏まえ、下記第 1 のとおり調査を実施することとしましたので回答いただくようお願いします。

また、閉止弁に係る安全管理上の留意事項について、下記第 2 のとおり取りまとめましたので、周知をお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、その旨周知していただくようお願いします。

記

第 1 閉止弁の設置状況調査について

1 調査対象

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第一に掲げる防火対象物で、二酸化炭素消火設備が設置されているもの。

2 調査基準日

令和 6 年 3 月 31 日

3 回答要領

（1）消防本部及び消防本部を置かない町村

オンライン方式（下記の URL からご回答をお願いします。）

URL : <https://forms.office.com/r/J3VuRtcztj>

（2）都道府県

オンライン上で消防庁予防課へ直接回答されるため、都道府県において回答の取りまとめを行っていただく必要はありません。

4 回答期限

令和 6 年 5 月 10 日

5 その他

本調査の取りまとめ結果については、令和6年5月中を目途にフィードバック予定であること。

第2 閉止弁に係る安全管理上の留意事項について

1 最近の誤放出事故について

昨年4月の二酸化炭素消火設備に係る消防法令の改正後においても、建物関係者が閉止弁の存在を十分に把握しておらず、当該閉止弁を閉止せずに防護区画内で作業をしていたために、二酸化炭素の誤放出により負傷する事案が発生しています。

つきましては、建物関係者に対し、各種届出の受付や立入検査等の機会をとらえて、当該法令改正について周知されるよう引き続きお願いします。

2 制御盤について

経過措置終了後に新たに設ける閉止弁には、開放及び閉止の旨の信号を制御盤に発信するスイッチ等が必要となりますが、「不活性ガス消火設備等の制御盤の基準（平成13年消防庁告示第38号）」の施行日（平成13年7月1日）よりも前に設置された制御盤の中には、閉止弁の開閉の信号を受信、表示等の機能を有しないものもあります。

つきましては、「『二酸化炭素消火設備が設置された部分又はその付近で工事等作業を行う際の事故防止対策実施マニュアル』の附属資料の追加について」

（令和5年3月31日消防予第210号）により通知している「二酸化炭素消火設備が設置された部分又はその付近で工事等作業を行う際の事故防止対策実施マニュアル」の附属資料「二酸化炭素消火設備の操作手順」を参考に、建物関係者が閉止弁の開閉状態を正確に把握し、かつ、開閉操作を適切に行えるよう、機会をとらえて引き続き周知をお願いします。